

報 道 資 料

平成23年9月16日
奈良県 防災統括室
担当：中田
直通：27-8448
内線：4508、4509

警戒区域の設定について

(9月16日 15:30発表)

野迫川村、十津川村において、本日15:30に各村長により、以下の地域が災害対策基本法第63条に基づく警戒区域に設定されました。

(野迫川村) 北股居住区 ※避難指示を既に発令している区域

(十津川村) 長殿地区(国道168号線から川側付近)、
宇宮原地区(国道168号線から川側付近・村道宇宮原線付近)、
上野地地区(国道168号線から川側付近・村道旧国道上野地線から川側
付近)
※避難指示を既に発令している区域

なお、警戒区域に設定されれば、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りが制限されます。